

高付加価値獲得支援補助金



対象事業

①実践ものづくり事業

顧客企業やマーケットのニーズを踏まえた製品の生産に結び付く新技術の開発、向上および活用、新たなビジネスモデルの構築等により製品の高付加価値化を図ろうとする新たな取組みを支援の対象とします。

②市場開拓・戦略事業

プロダクトアウトではなく、マーケットインで自社製品のブラッシュアウトを図り、ブランド化、高付加価値化を図ろうとする新たな取組みを支援の対象とします。

*留意事項 ①か②のどちらかしか申請できません。

対象となる企業

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）（以下「新促法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事業所を有していることが必要です。

補助事業者の要件

補助金の申請にあたっては、次の要件を満たしていることが必要です。

- ①補助事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。
- ②補助事業を遂行するために必要な自己資金の調達が可能であること。
- ③事業の遂行において、的確な管理体制と処理能力を有すること。
- ④知事が別に定める補助事業者の要件に該当する者であること。



補助事業となる経費、補助金上限額、補助率等

事業区分	補助金上限額	対象経費	補助率
①実践ものづくり事業	補助上限額 10,000千円×1者 5,000千円×1者	原材料費・試作費用 展示会出展費用等	2/3以内
②市場開拓・戦略事業	補助上限額 2,000千円×3者	試作実験費、展示会出展費用等	2/3以内

募集期間

平成24年4月2日(月)～平成24年5月1日(火)必着厳守

午前9時～午後5時(土・日・祝は除く) 郵送の場合は配達時刻が証明できる方法でお願いします。

〈お問合せ先〉
(県庁内)奈良県工業振興課 電話：0742-27-7005